

ID: 792

担当部署: 地域整備課

|  |                 |         |       |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 土地の引渡等に要した費用の納付 |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 都市再開発法 第99条第3項  |         |       |
| 法令番号   | 昭和44年法律第38号     |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第99条第3項の規定による。<br>(費用の徴収)<br>第99条<br>3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 |                 |         |       |
| 備考   |                 |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年7月1日        | 最終変更年月日 | 年 月 日 |